

**白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業
木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務 プロポーザル実施要綱**

(趣旨)

第1条 白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務について、複数の提案を募り、総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象とする業務は、白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格及び条件)

第3条 プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 白鷹町令和7、8年度入札参加資格者登録簿（調査・測量・設計・コンサルタント業）のうち一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所に登録されている者で山形県置賜地域または村山地域に本社若しくは事務所等を有する者であること。
- (2) 複数の法人等でグループを構成し本業務に参加する場合は、構成員調書（様式6）を提出することとする。なお、この場合は代表構成員が（1）に定める要件を満たしていればプロポーザルへは参加可能とする。
- (3) 本業務にあたる者は、直近10年間（平成27年度～令和6年度）において、木質バイオマスボイラー（チップボイラー）の導入・設置に係る実施設計業務の実績を1件以上有していること。なお、構成員の実績も含むものとする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている設計事務所であること。
- (6) 一級建築士または二級建築士の資格を有する者を本業務の担当技術者として配置すること。
- (7) 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってはその役員が暴力団員でないこと。なお、構成員も含むものとする。
- (9) 白鷹町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。なお、構成員

も含むものとする。

(公募の公告)

第4条 町長は、プロポーザルに参加するために必要な資格・条件、業務内容、その他プロポーザルに必要な事項について、町の掲示場への掲示及び町公式ホームページへの掲載等の方法により公告するものとする。

(事前説明会)

第5条 令和7年6月30日(月)にプロポーザルの事前説明会を実施するものとする。なお、事前説明会に参加できない場合もプロポーザルへの参加は認める。

(参加表明書等の提出)

第6条 第3条に該当する者で、プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める参加表明書等を町長に提出するものとする。

(提案書の提出)

第7条 参加表明書等により参加の意志を有する者は、別に定める提案書等を町長に提出するものとする。

(第1次審査)

第8条 第1次審査では、参加者が提出した本業務に係る見積書及び整備工事に係る概算積算書、木質バイオマスボイラー導入設計実績記入様式(様式7)を実施要領に記載の基準により審査を行い、上位3者までを第2次審査対象者として選定する。第1次審査の結果、選定された者には、その旨を電子メール及び書面により通知する。なお、選定されなかった者に対しても、その旨を通知する。

また、参加者の得点は公表しないものとするが、要請があれば自社提案の得点のみ開示するものとする。

(第2次審査)

第9条 第2次審査では、第1次審査で選定された提案者による提案書等についてのプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、1件当たり、プレゼンテーション15分、ヒアリング15分を目安とし、合計30分程度とする。

プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等の使用は認めるが、スクリーン以外の機器等は提案者が準備すること。なお、第2次審査にあたっての追加資料の提出は認めない。

全プレゼンテーション及びヒアリング終了後、第1次審査及び第2次審査の結果により、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ1者選定する。

また、第2次審査に参加できる人数は1提案者3名以内とし、第2次審査の詳細は第2次審査対象者に対してのみ通知する。

審査の結果は、電子メール及び書面により通知するとともに、白鷹町公式ホームページに掲載する。

なお、提案者の得点は公表しないものとするが要請があれば自社提案の得点のみ開示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、プロポーザル実施要領に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。